

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業

基本契約書

(案)

相模原市

令和 8 年 7 月 31 日修正版

相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業 基本契約書

- 1 事業名 相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業
- 2 対象施設 相模原市営斎場（所在地：相模原市南区古淵5丁目26番1号）
- 3 事業期間 下記相模原市議会の議決があった日から令和28年3月31日まで

上記の事業（以下「本事業」という。）について、相模原市（以下「市」という。）は、代表企業である【代表企業名】並びに構成企業である【構成企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】で構成されるグループ（以下、当該企業グループを構成する各企業を個別に又は総称して「構成企業」といい、そのうちの、「設計企業」「改修工事企業」「工事監理企業」「火葬炉企業」「運営企業」「維持管理企業」「火葬炉運転企業」として記名捺印した当事者をそれぞれ「設計企業」「改修工事企業」「工事監理企業」「火葬炉企業」「運営企業」「維持管理企業」「火葬炉運転企業」といい、そのうち、特に、SPCに出資した構成員として記名捺印した当事者を「構成員」といい、SPCに出資していない協力企業として記名捺印した当事者を「協力企業」という。）及び【SPC名】（以下「SPC」といい、構成企業及びSPCを個別に又は総称して「事業者」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の契約条項のとおり基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

本基本契約は、本事業に関し、市が設計企業、改修工事企業、工事監理企業及び火葬炉企業との間で令和____年____月____日付で締結した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業設計施工一括契約書（その後の変更を含む。以下「設計施工一括契約」という。）と、SPCをして市との間で締結される相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業指定管理協定書（その後の変更を含め、以下「指定管理協定」という。）を遵守させることを内容とする本基本契約第4条に基づく市と事業者との間の契約と不可分一体として本事業に係る事業契約を構成する。

なお、本基本契約は仮契約として締結し、設計施工一括契約の締結に係る相模原市議会の議決を得た場合には、これを本契約とする。ただし、上記相模原市議会の議決を得られないときは、この仮契約は無効とする。本基本契約本文末尾の年月日は、仮契約締結年月日であることを確認する。

（目的及び解釈）

第1条 本基本契約は、市及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本契約本文において定義されていない用語については、別紙1の定義集に定めるところによる。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 事業者は、入札関連書面に示す本事業の目的を十分に理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

(本事業の概要等)

第3条 本事業の日程は、別紙2記載のとおりとする。ただし、当該事業日程は、本基本契約の当事者全員の書面による合意により変更することができる。

2 本事業は、施設改修業務、維持管理業務及び運営業務並びに統括管理業務により構成されるものとする。

3 事業者は、事業契約及び入札関連書面に従って本事業を遂行しなければならない。

(事業契約の不可分一体性)

第4条 本事業の実施において、事業者は、それぞれ、次の各号に掲げる役割及び業務実施責任を分担して担うものとするが、次の各号の定めるところに従って本基本契約に基づき事業契約を不可分一体で締結することにより本事業の実施に係る連帯責任を負うものとする。

(1) 設計業務は火葬炉に関しては火葬炉企業が、その余に関しては設計企業がこれをそれぞれ実施し、また、設計業務及び工事監理業務を除く施設改修業務は火葬炉に関しては火葬炉企業が、その余に関しては、改修工事企業がこれをそれぞれ実施し、工事監理業務は工事監理企業がこれを実施する。ただし、JVが次条第1項に基づき設計施工一括契約を締結し、その定めるところに従い、設計施工一括契約を遵守することをここに合意し、市からこれらの業務その他施設改修業務の一切を設計施工一括契約に基づき一括して請け負い、その一切の責任を連帯して負うものとする。

(2) 維持管理業務は火葬炉に関しては火葬炉企業が、その余に関しては維持管理企業がこれをそれぞれ実施し、また、運営業務は火葬炉に関しては火葬炉運転企業が、その余に関しては運営企業がこれをそれぞれ実施する。ただし、SPCが次条第2項に基づき指定管理協定を締結し、指定管理協定を遵守することをここに合意し、市からこれらの業務を一括して受託したSPCから、これらの業務をその実施の役割を担う構成企業がそれぞれ再受託し、これらの業務に係る一切の責任をその役割にかかわらず連帯して負うものとする。

(当事者が締結すべき契約)

第5条 市とJVは、施設改修業務に関し、入札関連書面に基づき、設計施工一括契約の仮契約を本基本契約の仮契約の締結日付けで締結する。

2 市とSPCは、維持管理業務及び運営業務に関し、入札関連書面に基づき、指定管理協定を本議決日以降の市とSPCが別途合意した日に締結する。

(施設改修業務)

第6条 施設改修業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

2 J Vは、本基本契約、設計施工一括契約及び入札関連書面にに基づき、施設改修業務を実施するものとし、その実施にあたり、次の各号所定の業務を、当該号所定の企業に担わせ、本議決日以降、速やかに設計業務に着手し、別途合意がある場合を除き、設計図書を市に提出し市の確認を得た上で、改修工事完了予定日までに本施設の改修工事を完了させ市に引き渡し、これらの業務を完了させるものとする。

- (1) 火葬炉に関する設計業務その他の施設改修業務 火葬炉企業
- (2) 前号所定の業務以外の本施設の設計業務 設計企業
- (3) 本施設の工事監理業務 工事監理企業
- (4) 前各号所定の業務以外の本施設の施設改修業務 改修工事企業

(維持管理業務及び運營業務)

第7条 維持管理業務及び運營業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

2 S P Cは、入札関連書面に従い、維持管理業務及び運營業務の各業務の業務責任者及び業務従事者その他指定管理協定により本施設の指定管理を実施するための人員を確保し、当該人員を以てS P Cの経営を行わせるとともに、本基本契約、指定管理協定及び入札関連書面にに基づき、維持管理業務及び運營業務を実施するものとし、その実施にあたり、次の各号所定の業務を、当該号所定の企業に委託する。

- (1) 火葬炉に関する運營業務 火葬炉運転企業
- (2) 火葬炉に関する維持管理業務 火葬炉企業
- (3) 前号所定の業務以外の本施設の維持管理業務 維持管理企業
- (4) 第1号所定の業務以外の本施設の運營業務 運営企業

3 火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業は、本基本契約、指定管理協定及び入札関連書面にに基づき、維持管理・運営期間を通じて、前項の定めるところに従って自らが委託を受けた業務をそれぞれ行うものとする。

4 S P Cは、維持管理業務及び運營業務を指定管理協定の定めるところに従って実施し、維持管理企業、運営企業及び火葬炉運転企業は、これを確実にする。かかる義務を履行するためのS P Cと維持管理企業、運営企業又は火葬炉運転企業（以下「継続不能企業」という。）の間の契約（本条において「既存契約」という。）が解除その他の事由の如何を問わず、維持管理・運営期間の途中で終了する場合その他継続不能企業に起因してS P Cによる業務の履行が全うされないおそれを市が合理的に認めてS P Cに要請した場合には、かかる継続不能企業を除く事業者は、継続不能企業に代わってS P Cによる業務の遂行を確実にせしめる者の候補者（ただし、入札説明書等の定める継続不能企業が担った役割の企業の備えるべき参加資格条件の全てを満たすものとする。以下「後継候補者企業」という。）を探索し、継続不能企業に代わってS P Cによる業務の遂行を確実にせしめることにつき、後継候補者企業から内諾を得た上で、後継候補者企業の情報その他市が合理的に求める情報を開示して後継候補者企業への業務の引継の検討を書面で市に打診することができる。当該打診が指定管理者の指定取消並びに指定管理

協定又は本基本契約を解除する前になされかつ当該打診に取り組むべき合理的な理由がある場合においては、法令その他市の定める諸規定が許容する限り、市は、当該打診を市において検討する期間中、指定管理者の指定取消や指定管理協定及び本基本契約を解除しないことができる。

- 5 市は、前項の定めるところに従って後継候補者企業への業務の引継を検討した結果、当該引継の妥当性、必要性、許容性を合理的に認めた場合において、当該引継が法令その他市の定める諸規定の定めるところに従って許容されるときは、当該引継を承諾する旨の通知をSPCに対して行うものとする。当該通知を受領した場合、SPCは、継続不能企業及び後継候補者企業との間で、SPCと継続不能企業との間の既存契約上の継続不能企業の地位を後継候補者企業に承継させるか、又は既存契約の全部又は一部を解除して解除した既存契約に代わる契約その他必要な契約を締結することができ、SPC以外の事業者も、これに合理的な協力を尽くすものとし、当該契約の締結後直ちに、その写しを市に提出する。
- 6 第4項及び第5項の適用がある場合、事業者は、市に追加の財政支出が生じないよう努め、追加の財政支出が生じた場合には、かかる生じた財政支出に相当する金額を連帯して市に補償するものとする。

(統括管理業務)

第7条の2 統括管理業務の概要は、入札関連書面に定めるとおりとする。

- 2 長期間にわたり、質の高いサービスを効率的・効果的かつ安定的に提供し続けていくことが重要であるため、事業者は、その実施する施設改修業務、維持管理業務及び運営業務について、事業期間全体を通じて、各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することを目的として、本基本契約及び入札関連書面にに基づき、統括管理業務を実施するものとし、その実施にあたっては、次の各号所定の期間に応じ、当該号所定の企業に担わせるものとする。

- (1) 設計・工事監理・改修工事期間 企業
- (2) 維持管理・運営期間 企業

(入札関連書面の未達に関する責任)

第8条 設計施工一括契約第45条及び第54条の規定にかかわらず、同契約第32条の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に本施設について入札関連書面の未達が発生した場合（本施設の契約不適合を含む。）には、JVは、当該未達状態に関してSPC並びに火葬炉運転企業、維持管理企業及び運営企業が、本基本契約、指定管理協定及び入札関連書面にに基づき負担する維持管理業務及び運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

- 2 事業者はいずれも、本施設について前項の未達状態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又はSPCの義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。
- 3 本施設について第1項の未達状態が発生した原因が、改修工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は事業者以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、事業契約の規定により事業者のいずれかの責めに帰すべき事由とみなされ

る者を除く。)の責めに帰すべき事由によることが証明された場合には、第1項の規定は適用しない。

(本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 事業者は、他の当事者の承諾がない限り、本基本契約上の地位並びに本基本契約上の権利及び義務の全部又は一部について、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

2 前項の定めにかかわらず、第7条第5項及び第6項の定めるところに従って後継候補者企業が継続不能企業からその業務を承継する場合には、事業者は、後継候補者企業をして、継続不能企業の本基本契約上の地位並びに当該地位に基づく権利及び義務(ただし、既発生のもは除かれるものとする。)を後継候補者企業に承継させるものとし、市及び事業者は、これを承諾するほか、覚書等の締結その他必要な合理的な協力を行うものとする。

(秘密保持義務)

第10条 市及び事業者は、本事業又は本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、事業契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報

(3) 相手方に対する開示の後に、市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報

(4) 市及び事業者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の規定にかかわらず、市及び事業者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等に従い開示が要求される場合

(3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 市又は事業者との間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザリー業務受託者及び本事業に関する事業者の下請企業又は受託者に開示する場合

(5) 市が本事業に係る各業務を事業者以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示する場合又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(一般的損害)

第11条 市又は事業者が、本基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(要求水準書の変更)

第12条 市は、次の各号所定の事由が生じた場合、次項の定める手続に従って、要求水準書の内容を変更することができる。

- (1) 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- (2) 災害や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- (3) 市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。
- (4) その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

2 要求水準書の変更は、次の各号の定めに従って行われるものとする。

- (1) 市は、前項各号のいずれかに該当する場合、速やかに、その旨と要求水準書の変更内容を事業者へ通知し、事業者の意見を聴取するものとする。
- (2) 事業者は、第1号所定の通知受領後20日以内に意見書を提出するものとする。
- (3) 市は、事業者が第2号所定の意見書を期限内に提出しないときは、事業者の意見がないものとして取り扱うことができる。
- (4) 市は、事業者の意見に拘束されないものとする。ただし、事業者の意見を聴取した結果を尊重し、必要に応じて事業者の意見を反映して変更内容の修正（修正は義務ではない。）を行った上で確定的な変更内容を事業者へ通知することにより、要求水準書の変更を確定するものとする。
- (5) 事業契約に基づく事業者への支払金額を含め事業契約の変更が必要となるとき、市は、必要な契約変更を行うものとし、事業者は、これに協力する。

(本基本契約の変更)

第13条 本基本契約の規定は、市及び事業者の書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第14条 本基本契約に関して生じた当事者間の紛争については、横浜地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(有効期間)

第15条 本基本契約の有効期間は、本議決日から維持管理・運営期間の終了の日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計施工一括契約の終了までに、SPCについて指定管理者の指定に係る相模原市議会の議決が得られなかった場合、本基本契約は、設計施工一括契約の終了と同時に終了する。

3 前二項による本基本契約の終了後も第10条、第11条及び前条の定めは有効に存続し、当

事者を法的に拘束し続けるものとする。

（準拠法）

第16条 本基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

（誠実協議）

第17条 本基本契約に定めのない事項、又は本基本契約に疑義のある事項については、相模原市契約規則（平成4年相模原市規則第9号）によるほか、その都度、市及び事業者が誠実に協議の上、これを定めるものとする。

〔 以下余白 〕

本基本契約を証するため、本書を●通作成し、各当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年●月●日

市： 相模原市中央区中央二丁目11番15号
相模原市
市長 本村 賢太郎

事業者：（代表企業／構成員／設計企業／改修工事企業／工事
監理企業／火葬炉企業／運営企業／維持管理企業／火葬炉運転企業／協力企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成員／設計企業／改修工事企業／工事監理企業／
火葬炉企業／運営企業／維持管理企業／火葬炉運転企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（構成員／設計企業／改修工事企業／工事監理企業／
火葬炉企業／運営企業／維持管理企業／火葬炉運転企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（協力企業／設計企業／改修工事企業／工事監理企業
／火葬炉企業／運営企業／維持管理企業／火葬炉運転企業）

[住所]

[企業名]

[代表者]

（SPC）

[住所]

[企業名]

[代表者]

定 義 集

アー 「維持管理企業」とは、【 維持管理企業名 】をいう。

「維持管理業務」とは、本施設の維持管理業務であって、要求水準書第5に規定された内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）を個別に又は総称していう。

「維持管理・運営期間」とは、令和10年4月1日から令和28年3月31日までをいう。

「請負代金」とは、本事業の実施に対して市が事業者を支払う費用のうち、JVに支払われる施設改修業務の対価であって、「施設改修費及び指定管理料の算定、支払い及び改定方法」に定める施設改修費に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をいう。

「運営企業」とは、【 運営企業名 】をいう。

「運営業務」とは、本施設の運営業務であって、要求水準書第6に規定された内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）を個別に又は総称していう。

カー 「会計年度」とは、毎年、4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する1年間をいう。

「改修完成図書等」とは、本施設の改修工事に関して作成され、建築改修業務の完成時に市に提出されるべき工事完了届、完成図その他の書面及び資料であって、要求水準書第3の3（2）イに規定されるものをいう。

「改修工事完了予定日」とは、令和13年3月31日をいう。

「改修工事企業」とは、【 改修工事企業名 】をいう。

「火葬炉企業」とは、【 火葬炉企業名 】をいう。

「火葬炉運転企業」とは、【 火葬炉運転企業名 】をいう。

「基本協定」とは、市と企業グループが締結した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

「企業グループ」とは、代表企業である【 代表企業名 】並びに構成企業である【 構成企業名 】で構成されるグループをいう。

「基本契約」又は「本基本契約」とは、市と事業者が締結した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業基本契約書（その後の変更を含む。）をいう。

「工事監理企業」とは、【 工事監理企業名 】をいう。

「工事監理業務」とは、本施設の工事監理業務であって、要求水準書第3の5に規定される内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）をいう。

サー 「施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法」とは、入札説明書の別紙のうちの施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法をいう。

「市」とは、相模原市をいう。

「事業契約」とは、基本協定第1条に定義された意味を有する。

「事業対象地」とは、本事業の対象となる土地であって、入札説明書第5において記載される範囲の土地をいう。

「事業年度」とは、毎年、4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する1年間をいう。

「自主事業」とは、運營業務のうち自主事業実施業務として実施される自主事業であって、要求水準書第7においてその内容が規定される事業をいう。

「施設改修業務」とは、本施設の施設改修業務であって、要求水準書第3に規定される内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）を個別に又は総称していう。

「指定管理協定」とは、市とSPCの間の相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業指定管理協定書（その後の変更を含む。）をいう。なお、文脈上、基本契約第4条に基づく指定管理協定をSPCをして遵守させる旨の市と事業者の契約を含む場合がある。

「指定管理料」とは、本事業の実施に対して市が事業者を支払う費用のうち、SPCに支払われる維持管理業務及び運營業務の対価であって、「施設改修費及び指定管理料の算定、支払及び改定方法」に定める指定管理料に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「設計企業」とは、【設計企業名】をいう。

「設計業務」とは、本施設の設計業務であって、要求水準書第3の2に規定される内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）をいう。

「設計・工事監理・改修工事期間」とは、本議決日から令和13年3月31日までの期間をいう。

「設計施工一括契約」とは、市とJVが締結した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業設計施工一括契約書をいう。

「設計図書」とは、本施設の改修工事の基本設計及び実施設計に関して作成される設計図及びその関連資料であって、設計施工一括契約第1条第1項に規定されるものをいう。

ター 「提案書類」とは、企業グループが本事業に係る入札手続において市に提出した企画提案書、市のヒアリング・質問に対する回答書その他企業グループが基本契約締結までに市に提出した一切の書類をいう。

「統括管理業務」とは、本事業の統括管理業務であって、要求水準書第4に規定された内容の業務（付随し、関連する一切の業務を含む。）をいう。

ナー 「入札関連書面」とは、①入札説明書、②要求水準書、③入札説明書等に対する質問及び回答書（いずれも公表後の追加及び変更を含む。）並びに④提案書類を総称していう。

「入札説明書」とは、本事業に関して令和8年5月13日に公表された相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業入札説明書（公表後の変更を含む。）をいう。

「入札説明書等」とは、入札説明書及び要求水準書その他の入札説明書の別添や添付資料

(公表後の追加及び変更を含む。)を総称していう。

「入札説明書等に対する質問及び回答書」とは、入札説明書等の公表後に受け付けられた質問及びこれに対して市が令和8年●月●日に公表した市の回答を記載した書面をいう。

- ハ- 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震その他の自然災害、火災、騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的な現象又は公衆衛生上の事態（ただし、入札関連書面（ただし、提案書類を除く。）において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さない事由（経験ある管理者及び事業者の責任者によっても予見し得ず、若しくは予見してもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できない一切の事由）をいう。ただし、施設利用者の増減及び法令等の変更並びに公衆衛生上の事態に起因する国又は地方公共団体の権限ある官庁による要請は、不可抗力に含まれない。

「法令等」とは、法律・命令・政令・省令・条例・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいい、別段の定義がなされている場合を除き、いずれもその適用時点までの改正が当然に含まれる。なお、「法令等の変更」とは、これらの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達・行政指導、ガイドライン、公的な規定・判断・措置等の変更を含むが、当該変更は、法律・命令・政令・省令・条例・規則の公布、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達・行政指導・ガイドラインの発出、裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等が本事業又は事業者に適用されることが予見可能になった時点でなされたものとする。疑義を避けるため、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案(改正案を含む。)がある場合、かかる法案の成立・施行は法令等の変更には該当しないことを確認する。

「本議決日」とは、設計施工一括契約の締結に係る相模原市議会の議決があった日をいう。

「本施設」とは、相模原市営斎場として、入札説明書第5に示される施設をいう。

「本事業」とは、基本契約前文に定義される相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業をいう。

- ヤ- 「要求水準書」とは、市が本事業に関して令和8年5月13日に入札説明書とともに公表した相模原市営斎場長寿命化改修・運営事業要求水準書（添付資料及び（添付資料について貸出しが行われた場合の）貸出資料を含み、また、公表後の追加及び変更を含む。）をいう。
- J- 「JV」とは、基本協定第3条の定めるところに従って組成されたところの設計企業、改修工事企業、工事監理企業及び火葬炉企業で構成された共同企業体（JV）をいう。
- S- 「SPC」とは、基本協定第4条の定めるところに従って構成員が出資して設立された特別目的会社（SPC）をいう。

事 業 日 程

- (1) 設計・工事監理・改修工事期間 本議決日～令和13年3月31日
※施設改修業務のうち、建築改修業務等については、原則として、令和10年4月以降に実施するものとする。ただし、現施設の指定管理者及び市と協議の上、施設運営に支障がないことが確認・調整できた場合、令和9年度からの実施を可能とする。
- (2) 維持管理・運営期間 令和10年4月1日～令和28年3月31日
※令和9年4月～令和10年3月までは現事業者が維持管理・運営業務を実施する。